

第 4761 号  (2-2)	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース  (2013年)平成25年 7月 1日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 期末に代金が確定しない売上

**Q**：当社は、アパレルメーカーです。当期に販売した季節商品の価額が決算までに確定しません。このような場合には、売上げの計上はどうしたらいいのでしょうか？

**A**：販売した日の事業年度において、合理的な方法で計算した価額に基づいて売上げの計上をしなければなりません。

### 【解説】

税務上、商品や棚卸資産の販売による収益は、原則として、販売した商品等を引き渡した日の事業年度で計上しなければなりません。ときとして、商品等の引渡しは済んでいるのに、その販売価額が確定していないといったケースがあります。このような場合には、販売価額が確定するまで収益の計上を見合わせるのではなく、販売をした日の事業年度において、その販売価額を合理的に見積もって収益の額に計上しなければなりません。

これは、税務上の課税所得の計算が、発生主義ないしは確定主義に基づいて算出することとなっていることから、商品等の引渡しという事実があった以上は、そこに相手方に対するいくばくかの代金請求権が発生していると考えられるからです。

なお、収益計上した後の事業年度においてその商品等の販売価額が確定し、その見積計上した販売価額とその確定した販売価額との間に差額が生じたときは、その差額は、収益計上した事業年度に遡って修正申告をするということはず、その販売価額が確定した日の事業年度の損益に計上して調整します。

